

○宇城市下水道条例施行規程〔上下水道課〕

令和2年3月26日

水管規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇城市下水道条例（平成17年宇城市条例第169号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期等)

第2条 条例第3条第11号に規定する水道事業等及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定める使用月の始期及び終期は次のとおりとする。

- (1) 計測装置により汚水量を認定している場合は、前月の検針日を始期とし、当月の検針日を終期とする。
- (2) 計測装置以外により汚水量を認定している場合は、月の初日を始期とし、当該月の末日を終期とする。

(排水設備等の固着箇所等)

第3条 条例第5条第2号の規定による排水設備等を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に管底高にくい違いを生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (2) 前号により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けるものとする。

(排水設備等の構造基準)

第4条 排水設備等の構造基準は、法令の規定によるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 水洗式便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、トラップ及び防臭装置を取り付けること。
- (2) 防臭装置の排水が、サイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、塵芥その他の固形物の流下を止めるために有効なストレーナー若しくは1センチメートル以下の格子又は金網を設けること。
- (4) 生ごみ等を粉砕して公共下水道に排除する装置（ディスポーザー）は、原則として設置を認めない。
- (5) 枝管の内径は、次の表のとおりとする。

種別	内径
小便器、手洗器、洗面器、接続管	50mm以上
浴場（家庭用）及び炊事場接続管	75mm以上

大便器接続管	100mm以上
--------	---------

- (6) 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出するおそれのある場所の汚水流出口には、除油装置を設けること。
- (7) 洗車場その他土砂を多量に排出する場所及び土砂の流入のおそれのある場所には、排水管に土砂の流入が有効に防止できる砂溜りを設けること。
- (8) 排水管の土被りは、私道内では50センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上を標準とすること。
- (9) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
- (10) その他特別な理由があるときは、市長の指示を受けるものとする。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 条例第6条第1項の規定による排水設備等の新設等の確認を受けようとする者は、公共下水道排水設備新設等計画確認申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は公共下水道排水設備等（新設・変更）確認通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 条例第6条第2項の規定により申請事項を変更しようとするときは、公共下水道排水設備等変更申請書（様式第2号）を市長に届け出て、市長において内容を審査し、適当と認める場合は、様式第3号の通知書により通知する。
- 4 条例第6条第2項ただし書に規定する構造に影響を及ぼすおそれのない変更とは、次のものとする。

(1) ますの蓋若しくはマンホールの蓋の据付け又は取替え

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の修繕工事

(排水設備等工事の完了届)

第6条 条例第8条第1項の規定による完了工事の検査を受けようとする者は、市長に公共下水道排水設備等工事完了届（様式第4号）を届け出るものとする。

(検査済証)

第7条 条例第8条第2項の規定による検査済証は、様式第5号による。

- 2 前項の検査済証は、門戸その他見やすい場所に掲げるものとする。

(使用開始等の届出)

第8条 条例第15条第1項の届出は、使用者の氏名、住所、排水設備の場所、排水設備の使用を開始し、廃止し、休止し、又は再開する日、使用水の種類その他市長が必要と認める事項を届け出ることによって行うものとする。

(水質管理責任者の届出)

第9条 条例第12条の届出は、水質管理責任者届（様式第6号）による。

(除害施設の設置等の届出)

第10条 条例第13条の届出は、除害施設（設置・休止・廃止）届（様式第7号）による。

(使用水量の算定方法)

第11条 条例第17条第2項第2号の規定による使用水量については、別表のとおり算定する。

(行為の許可等の申請)

第12条 条例第21条の申請は、物件（設置・変更）許可申請書（様式第9号）により行い、市長は内容について審査の上、物件（設置・変更）許可書（様式第10号）によりその結果を通知するものとする。

(占用の許可)

第13条 条例第23条の占用許可願等の様式は、次のとおりとする。

(1) 下水道敷地等（占用・変更）許可願（様式第11号）

(2) 下水道敷地等（占用・変更）許可書（様式第12号）

(届出事項)

第14条 占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）が、占用を廃止したとき又は変更しようとするときは遅滞なく市長に届け出るものとする。

(検査等職員の身分証明書)

第15条 下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第2項及び第32条第5項の規定により、検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日水管規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月29日水管規程第1号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

旧小川町区域

1 計測装置がない水を使用している場合（1箇月につき）

認定水量
8m ³ （1人当たり）
備考 世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。

2 計測装置がある水と計測装置がない水を両方使用している場合（1箇月につき）

計測装置による使用水料金	+	認定水量
		4m ³ （1人当たり）
		備考

		世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月 1 日とする。
--	--	--------------------------------------

旧松橋町及び旧不知火町区域

1 計測装置がない水を使用している場合

認定水量
8m ³ （1 人当たり）
備考 世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月 1 日とする。

2 計測装置がある水と計測装置がない水を両方使用している場合（1 箇月につき）

認定水量
計測装置がある水の使用水量か計測装置がない水の使用水量のいずれか多い使用水量とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日			
公共下水道排水設備新設等計画確認申請書			
宇城市長 様			
住 所			
申請者 氏 名			
電話番号			
排水設備新設等計画の確認を次のとおり、申請します。			
なお、この排水設備新設等工事について、利害関係者との間に紛争又は事故が生じた場合一切私の責任において処理します。			
設置場所	宇城市 番地		
使用者	住 所	電話番号	
	氏 名	排水人員	人
利害関係者	住 所	電話番号	
	氏 名	利害関係	
他人の土地、家屋又は排水設備を使用する場合は、利害関係者の承諾が必要			
工 事 の 種 別	* 雑排水設備 (1 新設 2 増設 3 改造) * 水洗便所 (1 汲取便所の改造 2 新設 3 増設 4 単独浄化槽からの切替 5 合併浄化槽からの切替) * 除害施設 (1 新設 2 増設 3 改造)		
建 物 の 用 途	住宅 店舗 店舗併用住宅 事務所 その他 ()		
工事の予定期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		
用 水 の 種 別	1 上水道 2 自家水(井戸水) 3 上水道と自家水の併用		
添 付 書 類	1 位置図(付近見取り図)…工事施工地を表示するもの 2 平面図 縮尺300分の1以上 3 縦断図 縦縮尺50分の1以上、横縮尺300分の1以上 4 構造図 縮尺50分の1以上 5 工事調書(工事積算書)…工種・材料の数量等が判るもの		
この申請に係る 工事の施工者 (工 事 店)	住所 氏名	指 定 店 番 号	証第 号
		責 任 技 術 者 名 及び合格証番号	証第 号 氏名

様式第2号(第5条関係)

年 月 日	
公共下水道排水設備等変更申請書	
宇城市長	様
住所	
申請者	
氏 名	
下記のとおり、変更したいので申請します。	
設 置 場 所	宇城市 番地
設 置 区 分	1 新設 2 増設 3 改造 4 その他
すでに受けた許可年月日・番号	年 月 日 整理番号
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日 号 公共下水道排水設備等(新設・変更)確認通知書 様 宇城市長  年 月 日付けをもって申請がありました公共下水道排水設備等計画確認申請書につき、審査した結果を次のとおり通知します。	
決 定 区 分	申請のとおり認める ・ 認めない
指定工事期限	年 月 日から 年 月 日まで
整 理 番 号	
指 示 事 項	
(備考)	

様式第 4 号(第 6 条関係)

宇城市長		公共下水道排水設備等工事完了届		年 月 日	
様		申請者		住所	
		氏 名			
排水設備新設等工事が完了したので、次のとおり届けます。					
許可年月日番	年 月 日		第 号		
設 置 場 所	宇城市		番地		
工 事 の 種 別	* 雑排水設備(1 新設 2 増設 3 改造) * 水洗便所 (1 汲取便所の改造 2 新設 3 増設 4 単独浄化槽からの切替 5 合併浄化槽からの切替) * 除害施設 (1 新設 2 増設 3 改造)				
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
完 成 年 月 日	年 月 日				
この届出に係 る工事の施工 者(工事店)	住所	指 定 店 番 号	証第 号		
	氏名	責 任 技 術 者 名 及び合格証番号	証第 号 氏名		
添 付 書 類	1 工事施工状況写真(3枚以上) 2 出来高図面一式				

上記に基づく検査結果は、次のとおりでした。

検 査 結 果		課 長	課 長 補	係 長	係 員
検査事項					
検査年月	年 月 日	検 査 員	㊟		

様式第5号(第7条関係)

年度	
下水道	排水設備検査済証
宇 城 市	

様式第6号(第9条関係)

年 月 日	
水 質 管 理 責 任 者 届	
宇城市長 様	
申請者	住所 氏名
次のとおり届け出ます。	
設 置 場 所	宇城市 番地
水 質 管 理 責任者の氏名	
所 属 部 課 及 び 役 職 名	
資 格	
資格取得年月日	
備 考	

様式第7号(第10条関係)

除害施設(設置・休止・廃止)届		年	月	日
宇城市長		様		
申請者		住所 氏名		
次のとおり届出ます。				
設 置 場 所	宇城市			
設 置 者	住所 氏名			
施 設 名				
工 事 区 分				
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで			
排水設備施工者	住所 名称 代表者			
除害施設施工者	住所 名称 代表者			
添 付 書 類	☐ 見取図 ☐ 平面図 ☐ 生産工程図 ☐ 除害施設の構造及び機能に関する調書 ☐ 汚水の水質・水量・処理方法 ☐ その他			
除害施設(設置・休止・廃止)承認書				
第 年 月 日 号				
上記の届出について、承認します。				
様				
宇城市				
印				

様式第9号(第12条関係)

年 月 日	
物件(設置・変更)許可申請書	
宇城市長	様
申請者	住所 氏名
次のとおり申請します。	
設 置 場 所	宇城市 番地
物 件 名 称	
設 置 目 的	
変 更 目 的	
物件設置期間	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 期 間	
添 付 図 面	付近見取図 ・ 平面図 断面図 ・ 工事調書
工 事 施 工 者	住 所 会 社 名 代表者名

様式第10号(第12条関係)

第 年 月 日			
物 件(設置・変更)許 可 書			
様			
宇城市長 印			
年 月 日付け申請について、次のとおり決定する。			
決 定 区 分	A 許可 B 却下 C 条件を付して許可		
物件設置場所			
物件設置期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
条件及び指示事項			
備考			

様式第11号(第13条関係)

年 月 日	
下水道敷地等(占用・変更)許可申請書	
宇城市長 様	
申請者 住所 氏名	
次のとおり申請します。	
占 用 場 所	宇城市 番地 建物の名称()
物 件 名 称	
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 面 積	m ²
調査事項及び意見	
占用物件の構造	
工事実施の方法	
公共下水道の復旧の方法	
工 事 施 工 者	住 所 会 社 名 代表者名

	第 年	月	号 日	
下水道敷地等(占用・変更)許可書				
様				
宇城市長				
年 月 日付け申請について、次のとおり決定する。				
決 定 区 分	A 許可 B 却下 C 条件を付して許可			
占 用 場 所				
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	占 用 面 積		
		m ²		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	占 用 料		
		円		
条件及び指示事項				
備考				

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第10条関係)
様式第9号 (第12条関係)
様式第10号 (第12条関係)
様式第11号 (第13条関係)
様式第12号 (第13条関係)